

令和4年2月28日版

滋賀県東北部工業技術センター整備事業

実施方針

令和3年（2021年）12月

滋 賀 県

はじめに

滋賀県（以下、「県」という。）は、滋賀県東北部工業技術センター整備事業（以下、「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力および技術的能力の活用を図り、民間と行政のパートナーシップのもとで、本事業を効率的・効果的に推進するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを検討している。

本事業に関し、PFI法に基づく特定事業の選定および本事業を特定事業として選定した場合に、本事業を実施する民間事業者（以下、「選定事業者」という。）の選定を行うに当たって、PFI法第5条第1項の規定により実施方針を定めたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年（2021年）12月

滋賀県知事 三日月 大造

目 次

1 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定および公表に関する事項	4
2 民間事業者の募集および選定に関する事項	6
(1) 事業者選定に関する基本的事項	6
(2) 募集および選定に係る想定スケジュール	7
(3) 募集および選定手続き等	8
(4) 入札参加者の備えるべき参加資格要件	10
3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
(1) 基本的な考え方	16
(2) 予想されるリスクと責任分担	16
(3) 県による事業の実施状況の監視（モニタリング）	16
4 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項	17
(1) 立地条件	17
(2) 施設構成の概要	17
5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
(1) 基本的な考え方	20
(2) 管轄裁判所の指定	20
6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合	20
(3) 金融機関（融資団）と県の協議	20
7 法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項	21
(1) 法制上および税制上の措置に関する事項	21
(2) 財政上および金融上の支援に関する事項	21
(3) その他の支援に関する事項	21
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	21
(1) 議会の議決	21
(2) 応募に伴う費用負担	21
(3) 情報公開および情報提供	21
(4) 本事業において使用する言語、通貨単位等	21
(5) 問合せ先	21

別紙1 リスク分担表

様式第1号 実施方針等説明会参加申込書

様式第2号 実施方針等に関する質問書

様式第3号 実施方針等に関する意見書

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

滋賀県東北部工業技術センター整備事業

イ 事業に供される公共施設の種類の種類等

名称：滋賀県東北部工業技術センター 種類：専門的教育・研究施設

ウ 公共施設の管理者

滋賀県知事 三日月大造

エ 事業の目的

滋賀県東北部工業技術センター（以下「本施設」という。）は、母体となる滋賀県立長浜工業試験場、能登川工業試験場が明治44年に開設され、平成9年（1997年）「滋賀県繊維工業指導所」と「滋賀県立機械金属工業指導所」の統合により設立された。現庁舎は昭和47年（1972年）に長浜庁舎、昭和49年（1974年）に彦根庁舎に整備され、それぞれ50年近い年月を経て施設の老朽化が進んでいる。

平成28年（2016年）に策定された「滋賀県県有施設更新・改修方針」で本施設は更新事業の対象とされたため、課題整理を行い施設・サービス両面でセンターに求められる機能を明らかにし、その機能を発揮するために必要な施設・設備整備を行うため、基本計画を取りまとめた。

本事業は、老朽化の進んだ施設を新しくするとともに、基本計画に取りまとめられた機能を備えた施設整備を行うことを目的とする。

本事業について、県はPFI法に基づく事業として実施することを検討している。本施設の設計、建設を一体的に実施することにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、公共サービスの質の向上や財政負担の軽減が図られることを期待する。

オ 本施設の基本方針

選定事業者は、滋賀県東北部工業技術センター整備基本計画に基づき、本施設を整備すること。

(滋賀県東北部工業技術センター整備基本計画より)

(7) 基本方針

「企業に寄り添うパートナーシップ型センター」

- ・技術のワンストップサービス拠点として、新製品や新技術開発に際し、材料開発・デザイン創作から、評価分析・試作開発まで、構想から製品化まで切れ目ないサポートを行い、工業とともに本県の産業振興に貢献します。

(4) 目指す姿

基本方針を実現するために東北部工業技術センターが目指す姿は次の通り。

○企業のチャレンジを支援

次世代技術開発を実施するためのスペースと、開発に必要なセンターの設備・産業支援機関の情報・大学の知見を企業に提供することで、技術開発に挑戦する企業の取り組みを支援します。

○地場産業のチェンジを支援

バルブ試験環境の充実により、国内バルブ支援拠点としてさらなる発展を支援します。また地場産業の発展拡大に向けて、バイヤーやユーザー、専門家が集う“場の整備”と連携事業を充実します。

○企業のトライアルを支援

センターの試作対象分野を現在の繊維、プラスチック、金属、機械分野に加えて、企業ニーズの高いシミュレーションや3Dプリンタなどの周辺環境にまで拡大し、企業の試作開発を支援します。

○ヒトやモノのネットワーク構築を支援

センターに、ヒトやモノの交流を生み出すためのオープンラボやオープンサロンのほか、産業支援機関や大学との連携を促進するサテライト環境を整備し、イノベーション創出を促進します。

カ 本施設が担う機能

本施設が担う機能は以下のとおりとする。

(滋賀県東北部工業技術センター整備基本計画より)

○時代の変化に適応する次世代研究開発支援機能（チャレンジ）

企業と大学関係者の交流を促進する開かれた研究施設として、東北部地域から次世代技術の発信を目指す。

- ・産学官連携とオープンイノベーションにより、環境配慮型材料やIoT、AIなど、時代の変化に適応する次世代技術の研究開発を推進する。
- ・大学の研究シーズと県内企業のモノづくり技術のニーズのマッチングにより、実用化・事業化に向けた「橋渡し」共同研究を推進する。
- ・研究開発の構想段階から実証化まで、企業が集中的に研究開発できる環境づくりを推進する。

○顧客に寄り添った地場産業支援機能（チェンジ）

県東北・西部の地場産業の支援戦略として、マーケットインを促進する。

- ・デザイン創作、マーケティング支援等により、顧客、消費者のニーズに寄り添った商品開発や地場産企業の新分野進出、高付加価値商品の試作開発を一貫サポートする。
- ・技術の伝承、後継者育成、IT導入等による生産性向上等の取り組みを支援し、地場産業の持続的な成長をサポートする。

○現場ニーズに対応したモノづくり支援機能（トライアル）

企業の試作工場”として、企業のモノづくり技術の高度化を実現する。

- ・新技術開発や新製品開発に挑戦する企業のモノづくり現場のニーズに対応した試作開発を一貫サポートする。
- ・材料開発から製品開発まで、企業が直面する様々な課題に対し、高度かつ、多彩な試験分析技術を提供する。
- ・技術の高度化・複合化を目指す企業への企業間連携、異業種交流のコーディネートを推進し、分野横断・技術融合のモノづくりをサポートする。

○イノベーションを生み出す情報交流・発信機能（ネットワーク）

作り手、売り手、買い手の交流を促す“オープンサロン”や産業支援機関等との連携機能の提供により、新たなモノづくりイノベーションを創出する。

- ・アクセス好適環境を活かした企業の技術シーズや地場産業の発信により、B to B/Cのきっかけづくりやブランド力向上を強力的にサポートする。
- ・研究会、講習会、セミナー等の開催により、企業の人材育成や企業間連携、異業種交流を活性化、イノベーション創出をサポートする。
- ・大学や産業支援機関等の仮想サテライト機能の提供等によるワンストップサービスの強化を図る。

キ 事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転する方式（BT：Build-Transfer方式）とする。

ク 事業期間

本事業における事業期間は、事業契約締結日の翌日から令和7年（2025年）3月末日までとする。

(ア) 設計・建設期間 令和5年4月から令和7年3月末日

(イ) 供用開始年月日 令和7年4月以降を予定

時期	内容	担当		PFI 事業対象
		滋賀県	事業者	
令和5年1月	仮契約締結	●	●	
令和5年3月	本契約締結	●	●	
令和5年4月～令和7年3月	設計・建設期間		●	
令和7年3月	建設工事終了、引き渡し	●	●	
令和7年4月～	設備機器移設、搬入、据付工事 供用開始	●		

ケ 事業範囲

選定事業者の業務は次のとおりである。なお、業務内容の詳細については、要求水準書（案）を参照すること。

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務（BELS（ZEB Ready以上）申請業務を含む）
- ・ 着工前業務
- ・ 建設期間中業務（建設、工事監理等）
- ・ 完工後業務
- ・ 備品等の調達業務
- ・ 各種申請等業務
- ・ その他必要な関連業務

コ 選定事業者の収入

県は、本事業に要する費用として、令和5年度以降、毎年度1回、各年度末の出来高に応じ、事業契約書に定める額を支払う。なお、整備に要する費用の残額は、本施設の所有権移転・引渡し後に選定事業者へ支払う。

サ 本事業の実施に関して遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例等を遵守すること。なお、本事業の実施に関して遵守すべき関係法令、条例等は要求水準書（案）のとおりとする。

(2) 特定事業の選定および公表に関する事項

ア 選定基準

県は、本事業をPFI事業として実施することで、従来方式（公設公営方式）と比較し、事業期間を通じた県の財政負担の縮減が期待できる場合、または県の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI法第7条の規定に基づき本事業を特定事業に選定する。

イ 選定方法

県の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

ウ 選定手順

県は、次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- (ア) コスト算出による定量的評価
- (イ) 事業者に移転されるリスクの検討
- (ウ) PFI事業として本事業を実施することの定性的評価
- (エ) 上記の結果を踏まえた総合的評価

エ 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せて速やかに県ホームページ等で公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業として選定しないこととした場合も、同様に公表する。

2 民間事業者の募集および選定に関する事項

(1) 事業者選定に関する基本的事項

ア 基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階の業務を通じて、事業者の効率的・効果的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定にあたっては、県の負担額、提案されるサービス内容をはじめ、設計内容、資金調達能力および地域経済の活性化への配慮等を総合的に評価することとする。

イ 選定の方法

本事業における事業者の募集および落札者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行うものとする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

ウ 選定委員会の設置

県は、落札者選定にあたり学識経験者等で構成される「滋賀県商工観光労働部PFI事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

なお、選定委員会の委員については、以下のとおりであるが、審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、選定委員に対する接触を禁止する。

（委員の順序は五十音順で掲載）

区分	氏名（敬称略）	所属機関（団体）名
委員長	新川 達郎	同志社大学名誉教授
委員	石井 太	湖北工業（株）代表取締役社長 滋賀県経済産業協会会長
委員	金子 尚志	滋賀県立大学 環境科学部准教授
委員	月瀬 寛二	産業支援プラザ常務理事
委員	疋田 久美	日本公認会計士協会京滋会
委員	森下 あおい	滋賀県立大学 人間文化学部教授
委員	山本 久子	滋賀弁護士会

エ 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

なお、提案の評価基準、提案書の提出方法、提出時期および提出書類の詳細等については、入札公告時に明らかにする。

(ア) 資格審査

入札参加者に、参加表明書、資格審査に必要な書類の提出を求める。

(イ) 提案審査

資格審査通過者に対し、本事業に関する提案内容を記載した提案書の提出を求める。

オ 入札の中止等

競売入札妨害もしくは談合行為の疑い、不正もしくは不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、または競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告または入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

カ 落札者を選定しない場合

事業者の募集および落札者の選定の過程において、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も県の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(2) 募集および選定に係る想定スケジュール

事業者の募集および落札者の選定は、次のスケジュールにより行うことを想定している。

※スケジュールは今後変更する可能性がある。

① 令和3年12月22日	実施方針および要求水準書（案）の公表
② 令和4年1月7日	実施方針および要求水準書（案）に関する説明会の開催
③ 令和3年12月22日から 令和4年1月21日まで	実施方針および要求水準書（案）に関する質問および意見の 受付
④ 令和4年2月	実施方針および要求水準書（案）に関する質問および意見への 回答の公表
⑤ 令和4年3月	特定事業の選定および公表
⑥ 令和4年4月	入札公告（入札説明書等の公表）
⑦ 令和4年4月	入札説明書等に関する説明会の開催
⑧ 令和4年5月	入札説明書等に関する質問の受付締切
⑨ 令和4年6月	入札説明書等に関する質問への回答の公表
⑩ 令和4年6月	参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付締切
⑪ 令和4年7月	資格確認通知書の発送
⑫ 令和4年7～8月	競争的対話の実施（予定）
⑬ 令和4年9月	入札提出書類（提案書）の提出締切
⑭ 令和4年12月	落札者の決定および公表
⑮ 令和4年12月	基本協定の締結
⑯ 令和5年1月	仮契約の締結
⑰ 令和5年3月	本契約の締結

(3) 募集および選定手続き等

ア 実施方針および要求水準書（案）の公表（①）

本事業の実施方針および要求水準書（案）（以下、「実施方針等」という。）を県ホームページ等で公表する。

イ 実施方針等に関する説明会の開催（②）

実施方針等の内容について、次のとおり説明会を開催する。

(ア) 開催日時

令和4年1月7日（金）13時半から16時まで

(イ) 開催場所

滋賀県東北部工業技術センター彦根庁舎（滋賀県彦根市）

(ウ) 参加者

本事業への参加を希望する民間事業者とし、1事業者につき2名までとする。

(エ) 申込方法

「実施方針等説明会 参加申込書」（様式第1号）をE-mail（文書形式はMicrosoft-Wordとする）で申し込むこと。また、件名に「説明会申込書」と表記すること。

なお、送信後、速やかに電話等で当該E-mailの着信確認を行うこと。

(オ) 申込先

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 次世代技術振興係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-3794

E-mail：fd00@pref.shiga.lg.jp

(カ) 申込期限

令和4年1月5日（水）正午まで（必着）

(キ) 留意事項

説明会当日は、実施方針等は配付しないので、県ホームページからダウンロードして持参すること。当日は公共交通機関をご利用いただき、車での来庁はご遠慮ください。

ウ 実施方針等に関する質問および意見の受付、回答の公表（③・④）

実施方針等に記載した内容に関する質問および意見を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和3年12月22日（水）から令和4年1月21日（金）正午まで（必着）

(イ) 提出方法

質問および意見の内容を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する質問書」（様式第2号）または「実施方針等に関する意見書」（様式第3号）に必要事項を記入の上、E-mailで提出すること（文書形式はMicrosoft-Excelとする）。また、「実施方針等に関する質問書」には件名に「実施方針質問」、「実施方針等に関する意見書」には件名に「実施方針意見」と表記すること。なお、質問と意見の

両方を提出する場合は、それぞれ別のメールで提出すること。

なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該E-mailの着信確認を行うこと。

(ウ) 提出先

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 次世代技術振興係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-3794

E-mail：fd00@pref.shiga.lg.jp

(エ) 回答の公表

質問および意見に対する回答は県ホームページで一括して公表する。ただし、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他、正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。なお、質問者等から提出のあった質問および意見のうち、県が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

(オ) 実施方針等の変更

県は質問および意見の内容を考慮して、実施方針等の内容を変更する場合がある。変更を行った場合は、県ホームページ等で公表する。

エ 特定事業の選定および公表 (⑤)

実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められる場合、PFI法第7条の規定に基づき、本事業を特定事業として選定し公表する。

オ 入札公告(入札説明書等の公表) (⑥)

入札公告に併せて、入札説明書および付属資料(要求水準書、事業契約書案、落札者決定基準、様式集等)(以下、「入札説明書等」という。)を県ホームページ等で公表する。

カ 入札説明書等に関する説明会の開催(予定) (⑦)

入札説明書等の内容について、説明会を開催する。また、説明会の開催に合わせて、現地見学会の開催を予定している。なお、説明会および現地見学会の日程等については入札公告時に提示する。

キ 入札説明書等に関する質問の受付、回答の公表 (⑧・⑨)

入札説明書等に記載した内容に関する質問を受け付け、回答を県ホームページで一括して公表する。なお、質問の提出方法の詳細は入札公告時に提示する。

ク 参加表明書(資格確認申請書を含む)の受付、資格確認通知書の発送 (⑩・⑪)

入札参加希望者は、参加表明書(資格確認申請書を含む。)を提出すること。資格確認の結果は、入札参加希望者(代表企業)に対して資格確認通知書の発送により通知する。

なお、提出方法の詳細は入札公告時に提示する。

ケ 競争的対話の実施 (12)

県は、入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、各入札参加者に対し、対面方式による対話の場を設けることを予定している。

具体的な実施方法等は入札公告時に提示する。

コ 入札提出書類(提案書)の提出 (13)

入札参加者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類(提案書)を提出する。提出方法の詳細は入札公告時に提示する。

サ 落札者の決定および公表 (14)

選定委員会において入札参加者からの提案書の審査・検討を行う。県は、選定委員会の結果を踏まえ、サービスの質や地域経済の活性化への配慮等について総合的に評価を行ったうえで落札者を決定する。

なお、結果については入札参加者に通知するとともに、県ホームページ等で公表する。

シ 基本協定の締結、仮契約の締結 (15・16)

県は、落札者と基本協定を締結し、落札者、または落札者の構成員により設立される特別目的会社(SPC)と仮契約を締結する。

ス 本契約の締結(17)

仮契約は、県議会の議決を経たときに本契約となる。

(4) 入札参加者の備えるべき参加資格要件

ア 入札参加者の構成等

(ア) 入札参加者の構成

- a 入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者を含むグループであること。
- b SPCを設立しない場合、入札参加者のグループを構成する企業を「構成員」という。
- c SPCを設立する場合、入札参加者のうち、SPCに出資を予定している者を「構成員」とし、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。

(イ) 構成員・協力企業・代表企業の選定

入札参加者は、参加表明時に構成員または協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。グループの中から代表企業を定め、代表企業が必ず参加表明書の提出および入札手続きを行うこと、また本事業を遂行する上で中心的な役割を担うこと。

(ウ) 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務と工事監理業務については、同一の者、または資本面もしくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(エ) SPCの設立について

落札者となった入札参加者は、本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立することができる。

SPCを設立する場合は、滋賀県内に設立すること、入札参加者の構成員によるSPCへの出資比率は100分の50を超えることとし、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とすること。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

(オ) 構成員の変更等について

資格審査書類の受付日後においては、原則として応募グループの構成員および協力企業の変更及び追加は認めないものとする。ただし、県がやむを得ないと認めた場合は、県の承認を条件として応募グループの構成員（ただし、代表企業を除く。）および協力企業の変更・追加ができるものとする。

(カ) 複数提案の禁止

入札参加者の構成員、協力企業およびこれらの企業と資本面または人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成員および協力企業になることはできない。

イ 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員および協力企業は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

(ア) 入札参加者の参加資格要件（共通）

- a PFI法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- b 入札参加者に必要な資格等（別途告示予定）に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- c 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- d 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(a)から(e)までのいずれかに該当する者でないこと。
 - (a) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - (b) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (c) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - (d) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - (e) 銀行取引停止処分がなされている者
- e 法人税、所得税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。
- f 滋賀県物品関係入札参加停止基準、滋賀県建設工事等入札参加停止基準および滋賀県庁舎等管理業務委託関係入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

- g 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号に該当する者でないこと。
- h 県が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者および同社の子会社または親会社である者でないこと。
- ・日本経営システム株式会社
 - ・みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
 - ・日本経営システム・みずほリサーチ&テクノロジーズJVが本アドバイザー業務の一部を委託している以下の事業者
 - 株式会社那の津寿建築研究所
 - TMI総合法律事務所
- i 選定委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面において関連のある者が参加していないこと。

(イ) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者は、上記(ア)の要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

a 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は構成員または協力企業とし、(a)から(b)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(a)から(b)の要件を満たし、他の者は(a)の要件を満たすこと。

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 平成19年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、延べ面積3,000㎡以上（建物1棟における延べ面積とし、改築、増築にあつては当該部分とする）の建築基準法で定める、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校、大学又は高等専門学校の実施設計実績（元請に限る。）を有していること。

b 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は構成員または協力企業とし、(a)から(e)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(a)から(e)の要件を満たし、他の者は(a)および(f)の要件を満たすこと。

- (a) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。
- (b) 上記(a)の建設工事の種類として建築一式を有していること。
- (c) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。）における建築一式工事に係る総合評定値が1,100点以上であること。
- (d) 平成19年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完成した新築、改築または増築工事のいずれかで、延べ面積3,000㎡以上（建物1棟における延べ面積とし、改築、増築にあつて

は当該部分とする。)の建築基準法で定める小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校、大学又は高等専門学校の施工実績(元請に限る。)を有していること。共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

- (e) 本件工事に係る建設業法第26第2項に規定する監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書の提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。)を専任で配置することができること。また、配置技術者の変更は原則として認めない。
- (f) 上記(a)の建設工事の種類に応じて建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果(参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。)における総合評定値がそれぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	900点以上
電気工事	820点以上
管工事	860点以上

c 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は構成員または協力企業とし、(a)から(b)の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(a)から(b)の要件を満たし、他の者は(a)の要件を満たすこと。

- (a) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 平成19年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した工事監理業務で、延べ面積3,000㎡以上(建物1棟における延べ面積とし、改築、増築にあつては当該部分とする)の建築基準法で定める小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校、大学又は高等専門学校の工事監理実績(元請に限る。)を有していること。

ウ 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

エ 参加資格の喪失

- (ア) 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員または協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、県が認めた場合は、入札に参加できるものとする。
- (イ) 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札

参加者が、入札参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および入札参加者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

(ウ) 落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および落札者もしくは落札者が設立するSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

(エ) 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、選定事業者（落札者）の構成員または協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、県は選定事業者（落札者）と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は選定事業者（落札者）に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該選定事業者（落札者）が、参加資格を欠いた構成員または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員または協力企業を補充し、県が入札参加資格の確認および落札者もしくは落札者が設立するSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該選定事業者（落札者）と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

オ 提案書類の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、県は、本事業の公表およびその他県が必要と認める場合、落札者の提案書の一部または全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

カ SPCとの契約手続き

落札者となった入札参加者が、SPCを設立する場合の契約手続等は、次による。

(ア) 契約手続き

県は落札者と協議を行い、基本協定を締結する。落札者は基本協定に従い、特定事業仮契約締結までに本事業を実施するSPCを設立し、県はSPCと事業契約を締結する。

落札者決定日の翌日から事業契約締結までの間、落札者が基本協定を締結しないまたは選定事業者が事業契約を締結しない場合には、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による事業契約締結の手続きを行う場合がある。

(イ) SPCの設立等の要件

落札者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として本事業を経営するにあたり妥当な資本金を持ったSPCを滋賀県内に設立すること。

また、入札参加者の構成員によるSPCへの出資比率は100分の50を超えることとし、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とすること。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

※「出資比率」とは、株式会社の資本金額に対して、出資する金額の割合をいう。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、県と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計業務、建設業務、工事監理業務の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクおよび県と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙1 リスク分担表」のとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）で明らかにする。

(3) 県による事業の実施状況の監視（モニタリング）

県は、要求水準書で定めたサービス水準を選定事業者が遵守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準についてモニタリングを行う。モニタリングに必要な費用は原則として県が負担することとするが、選定事業者自らが実施するモニタリングにかかる費用や県が実施するモニタリングに必要な書類の整備等については、選定事業者の責任および費用負担により行うこととする。

現段階におけるモニタリングの実施時期等は以下のとおりであり、モニタリング方法等の詳細については、入札公告時に提示する。

ア 設計段階

県は、設計中および設計の完了時に、選定事業者の設計内容が、要求水準書および事業契約（以下、「要求水準書等」という。）で定める水準を満たしているか確認する。なお、設計が年度にまたがる場合は、県は年度末の出来形について確認する。

イ 建設段階

県は、選定事業者による工事施工および工事監理の状況について、工事期間中、定期的に確認する。建設中に、選定事業者により建設された本施設が要求水準書等で定める水準を満たしているか確認する。また、選定事業者の経営状況および財務状況について、定期的に報告を求め確認する。

ウ 毎年度末

県は、事業期間の毎年度末に、選定事業者による各業務の執行状況について出来形の確認をする。

エ 工事完成・施設引渡し段階

県は、完成した施設が要求水準書等で定める水準を満たしているか否かについて確認を行う。

オ モニタリングの結果に対する対応

県によるモニタリングの結果、要求水準書等で定める水準を満たしていない場合、県は選定事業者に速やかな改善を求めるとともに、未達成に応じて支払い金額の減額等を行う場合がある。選定事業者は県の改善勧告に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

4 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項

(1) 立地条件

所在地	滋賀県米原市梅ヶ原2230
現況	更地
敷地面積等	0.8ha (8,000m ²)
敷地所有者	米原市
地域地区	準工業地域 (指定建ぺい率80%/容積率300%)
その他	埋蔵文化財包蔵地外 (文化財保護法)
交通アクセス	JR東海 東海道新幹線、JR西日本 琵琶湖線・北陸本線、近江鉄道 米原駅 より徒歩5分 (現長浜庁舎より約9km、現彦根庁舎より約8km)

(2) 施設構成の概要

滋賀県東北部工業技術センターの施設概要は次のとおりである。

基本計画に示した施設構成、配置はイメージであり、それに固執するものではない。

ゾーン	分類	諸室	配置条件
管理・運営 (本館棟)	職員専用 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室 (1-1) ・ 給湯室 (1-2) ・ 所長室兼応接室 (1-3) ・ コピー室 (1-4) ・ 事務用倉庫 (1-11) ・ 職員更衣室 (男女別) (1-12) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関・展示交流ゾーンと近接 ・ 執務室 (1-1) と近接
	職員専用 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内機械室 (1-13) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精密計測室 (1-17) と離隔 ・ 外部搬入用扉必要
	職員専用 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書・資料保管室 (3-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置制限なし ・ 分割配置可
玄関・展示交流 (本館棟)	企業利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展示スペース ・ 玄関ホール ・ 交流・精算室 (1-5) ・ 技術相談室 (1-6) ・ 来庁者用更衣スペース・ロッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執務室 (1-1) と近接 ・ オープンサロン (I-1-3) に容易に立ち寄ることができること
セミナー・ミーティング (本館棟)	企業利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室 (3-11) ・ 研修室 (3-12) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接のこと ・ 階段もしくはエレベーターに近接のこと
評価分析・観察 (本館棟)	設備開放 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ X線装置・ICT研究室 (1-7) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部搬入用扉必要

ゾーン	分類	諸室	配置条件
	設備開放 2	・プラスチック性能評価室 1 (1-8)	・外部搬入用扉必要
	設備開放 3	・精密計測室 (1-17)	・室外機、加湿機等の空調設備を納める機械室が必要 ・屋内機械室 (1-13) と離隔
	設備開放 4	・恒温恒湿室 A・B (1-16)	・室外機、加湿機等の空調設備を納める機械室が必要
	設備開放 5	・硬さ試験室 (2-1) ・金属分析室 1 (2-6) ・試料観察室 (2-8) ・金属組織・腐食試験室 (2-9) ・金属分析前処理室 (2-11)	・金属分析室 1 (2-6) と金属分析前処理室 (2-11) は隣接のこと ・試料観察室 (2-8) は、できるだけ鉄道や幹線道路から距離をとること
		・化学分析室 1 (2-4)	・試料観察室 (2-8) とは、同一フロア内、あるいは階段・エレベーターを用いることで容易に往来可能な程度に近接のこと
	設備開放 6	・化学プロセス評価室 (3-3) ・機能材料開発室 (3-4) ・化学実験室 2 (3-5)	・稼働壁による一体的な運用を考慮すること
	設備開放 7	・繊維観察室 (3-6)	・北向き採光必要
	設備開放 8	・化学分析室 2 (3-9) ・化学実験室 1 (3-10)	・近接のこと
	設備開放 9	・工作室 (1-9) ・プラスチック性能評価室 2 (2-5) ・金属分析室 2 (2-10) ・シミュレーション支援室 (3-2) ・プラスチック性能評価室 3 (3-7)	・配置制限なし
	職員専用	・倉庫 (1-10) ・試料保管庫 (2-2) ・機器保管庫 (2-7)	・配置制限なし ・分割配置可
試作・試験 (工場棟)	繊維・デザイン (工場棟 A)	・繊維試作室 (A-1-1) ・繊維試織室 (A-2-1) ・デザイン室 (A-2-2)	・繊維試作室 (A-1-1) に外部搬入扉必要
		・倉庫 (A-2-3)	・配置制限なし
	材料強度試験・精密加工・環境試験・樹脂成形・その他試作 (工場棟 B)	・材料強度試験室 (B-1) ・精密加工室 (B-2) ・環境試験室 (B-3)	・配置制限なし ・B-1、B-2 に外部搬入扉必要
		・その他試作室 (B-5-1) ・工作室 (B-5-2) ・電気炉室 (B-5-3) ・鋳造室 (B-5-4)	・同一部屋内に配置のこと ・外部搬入扉必要
		・樹脂保管庫 (B-4) ・樹脂成形室 (B-6)	・近接のこと ・樹脂成形室 (B-6) に外部搬入扉必要

ゾーン	分類	諸室	配置条件
	バルブ実流試験 (工場棟C)	・バルブ実流試験室 (C-1)	・別添バルブ実流試験機仕様を参照のこと
共同研究・開発 (イノベーション創出支援棟)	情報交流1	・オープンサロン (I-1-3) ・倉庫	・近接のこと ・玄関・展示交流ゾーンから容易に立ち寄ることができること
	情報交流2	・サテライト室 (I-2-2)	・配置制限なし
	試作開発1	・オープンラボ1 (I-1-4) ・オープンラボ2 (I-1-5)	・外部搬入用扉必要 ・入居企業による利用想定
	試作開発2	・オープンラボ3 (I-3-3) ・オープンラボ4 (I-3-4)	・オフィスと近接のこと ・入居企業による利用想定
	オフィス	・オフィス (I-3-2) ・給湯室 (I-3-5) ・収納ロッカー (I-3-6)	・試作開発2と近接のこと ・入居組合等による利用想定
外構		来客用駐車場、公用車駐車場、職員駐車場、正門、柵等	

※ゾーンの()内は、基本計画における棟を表している。

※分類は、原則として近接していることが望ましい室群を表す。

ただし、配置制限がない諸室については、これに依らず配置可能とする。

5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置によることとする。

(2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者が実施する業務が業務要求水準書等で定める要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、県は選定事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に定める事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

(3) 金融機関（融資団）と県の協議

県は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、選定事業者に資金を融資する金融機関等の融資団と協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結することがある。

ア 金融機関等による報告

金融機関等の融資団が自身の保有する選定事業者に対する債権回収・保全の状態および選定事業者の財務状況に関する情報を県に報告する義務

イ 県による通知

債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を県が認識した場合に、県が金融機関等の融資団に通知する義務

ウ 対応の協議

事業契約の解除・終了事由が発生した場合に、県と金融機関等の融資団が対応を協議する義務

7 法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項

(1) 法制上および税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

(2) 財政上および金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上および金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

(3) その他の支援に関する事項

県は、選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

事業契約に関する議決については、県議会令和5年2月定例会議に提出する予定である。

(2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 情報公開および情報提供

本事業に関する情報は、適宜、県ホームページに公表する。

(4) 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(5) 問合せ先

滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課 次世代技術振興係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話：077-528-3794

E-mail：fd00@pref.shiga.lg.jp

別紙1 リスク分担表

本リスク分担表は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。なお、事業契約書（案）と重複する箇所については事業契約書（案）の規定が優先する。

段階	No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担		備考
				県	選定事業者	
共通に関連するリスク						
	1	入札リスク	入札説明書の誤り、入札手続きの誤りに関するリスク	●		
	2	契約締結リスク	契約が締結できないまたは契約手続きに時間がかかる場合のリスク	●	●	※1
	3	資金調達リスク	県が資金を確保できないことによる支払の遅延不能のリスク	●		
			選定事業者が必要とする資金を確保できないリスク		●	
	4	政策リスク	政治上の理由ないし政策変更により、事業内容が変更ないし中止となるリスク	●		
	5	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令(税制度を除く。)の変更、新設に伴うリスク	●		
			上記以外の法令(税制度を除く。)の変更		●	
	6	税制変更リスク	消費税率の変更、資産保有等に係る税制度変更、新税の設立に伴うリスク	●		
			選定事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率の変更)、新税の設立に伴うリスク		●	
	7	許認可取得リスク	県の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク	●		
			選定事業者の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク		●	
	8	住民対応リスク	本事業を行政サービスとして実施することおよび県からの提示条件に起因するもの	●		
			上記以外の選定事業者が行う業務に起因するもの		●	
	9	第三者賠償リスク	県の責めに帰すべき事由による第三者への損害によるもの	●		
			選定事業者の責めに帰すべき事由による第三者への損害によるもの		●	
	10	環境リスク	県が行う業務による環境の悪化によるもの	●		
			選定事業者が行う業務による環境の悪化によるもの		●	
	11	債務不履行リスク	県の責に帰すべき事由による債務不履行	●		
			選定事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		●	
	12	不可抗力リスク	戦争、暴動、天災等による事業の延期・中止・変更および費用の増加	●	●	※2
	13	【欠番】				

14	要求水準未達リスク	事業期間中、要求水準を満たせないリスク		●	
15	要求水準変更リスク	要求水準の変更に伴うリスク	●		
16	情報漏洩紛失流出リスク	県の責に帰すべき事由による重要な情報が漏洩紛失するリスク	●		
		選定事業者の責に帰すべき事由による重要な情報が漏洩紛失するリスク		●	
17	法令違反リスク	県の責に帰すべき事由により法令違反を犯したことによるリスク	●		
		選定事業者の責に帰すべき事由により法令違反を犯したリスク		●	
18	虚偽報告隠匿リスク	重大な虚偽報告または情報の隠匿が発生するリスク		●	
調査設計・建設段階におけるリスク					
19	用地の瑕疵リスク	県が提示した資料等により通常予測可能な用地の瑕疵に関するリスク		●	
		上記以外の予測できない用地の瑕疵に関するリスク	●		
20	測量・調査リスク	県が提示した測量・調査資料に誤りがあったことに起因するリスク	●		
		上記以外の測量調査に起因するリスク		●	
21	設計リスク	県の指示による設計変更、設計の不備によるリスク	●		
		上記以外による設計リスク		●	
22	工事監理リスク	工事監理の不備による事業の中断遅延や必要となる費用の超過等		●	
23	工事費増大リスク	県の指示による工事費の増大	●		
		上記以外の工事費の増大		●	
24	工事遅延リスク	県の責に帰すべき事由による工事遅延に伴うリスク	●		
		事業者の責に帰すべき事由による工事遅延に伴うリスク		●	
25	物価変動リスク	調査設計・建設期間中の物価変動に関するリスク	●	●	※3
26	引渡し前損害リスク	工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料または建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		●	
27	用地の確保リスク	事業用地の確保に関するもの	●		
		事業用地以外で事業に必要な、進入路や資材置き場等の用地確保に関するもの		●	
28	施設の瑕疵リスク	事業契約に規定する瑕疵担保期間中に見つかった施設の瑕疵に関するリスク		●	
		事業契約に規定する瑕疵担保期間後に見つかった施設の瑕疵に関するリスク	●		
その他					
29	事業終了時手続リスク	事業終了に伴う諸費用の発生に関するもの		●	

- ※1 契約が締結できないまたは契約手続きに時間がかかる場合、本事業に要した県および選定事業者の費用等は県および選定事業者各々の負担とする。
- ※2 一定の金額以下は選定事業者負担、それを超える場合は県負担とする予定である。
- ※3 一定範囲を超える物価変動については、見直すことも含め検討している。